

## ◆放送番組の編集の基準◆

放送番組を編成するにあたっては、関係法令を遵守することはもちろんのこと、以下に掲げる基準に従い、コミュニティ放送文化への貢献と社会の信頼に応えるよう努めるものとする。

### < A > 一般方針

一般方針とは、放送局が番組を制作し放送する際に、基本的に守り実行するための放送基準のことをいう。

- ① 人権、民族、国民、国家、国情などに関する資料・内容は、特に客観的で校正な放送であるものとする。
- ② 個人、団体、職業、産業などに対する中傷、偏見、名誉を傷つける内容または人身に不安、動揺を与えるような表現を避ける。
- ③ 市民生活に重大な影響を及ぼす社会的公共的問題については慎重を期し、意見の対立している場合は公平な取り扱い、多くの角度から論点を明らかにする。
- ④ 法律や社会正義に背く行為に共感を起こしたり、あるいは他人に模倣の意欲をを起こさせたりしそうな取り扱いを避ける。
- ⑤ 政治に関する内容は一党一派に偏らず公平に取り扱う。また、宗教を取り扱うときは、信仰の自由を尊び、各宗派の立場を尊重し公正を期する。
- ⑥ 社会、教育、文化、学問などの専門的事項に関しては、本基準にかかわらず良識の基づく扱いをする。

### < B > 報道番組

報道番組とは、市民社会にとって重要な、あるいは興味と関心のある出来事や動きを速報し、又は解説する番組をいう。

- ① 生活に必要なニュース・地域ニュースは、事実を客観的かつ正確、公平に扱う。
- ② 地震・風水害等天災による災害報道は、特に正確かつ速やかに報道する。
- ③ ニュースの表現は、残虐、悲惨などの感情を極端に刺激しないようにする。
- ④ ニュースは、宣伝に利用されないようにする。
- ⑤ ニュースの誤報は、速やかに取り消し、または訂正する。

## < C > タウン情報

タウン情報とは、地域住民の生活の利便を図る目的をもって扱う情報をいう。各種商業情報、市民の文化活動情報、医療・福祉情報、交通情報、天気予報など生活に関する各種情報をいう。

- ① 各種商業情報は、情報の事前確認をするなどして正確を期する。
- ② 市民の文化活動等の情報は、内容の充実さを図るよう配慮する。
- ③ 医療・福祉情報は、生活者と密着した情報だけに正確敏速に伝達する。
- ④ その他日々生活に必要な情報は、正確に速やかに伝える。

## < D > 娯楽番組

娯楽番組とは、地域住民の健全な慰安を提供し生活内容を豊かにする番組をいう。

- ① 不快な感じを抱かせるような下品、卑猥な表現は使わない。
- ② 肉体的、精神的な欠陥に触れなければならないときは、同じ欠陥に悩む人々の感情を刺激しないようにする。
- ③ 殺人、拷問、暴力などの残虐行為、その他肉体的、精神的苦痛を誇大に刺激的に表現しない。
- ④ 人名を軽視するような表現、婦人、幼児、弱者の虐待などを是認するような表現またはその詳細な描写は避ける。
- ⑤ 性心理に描写または表現は、性に未熟な聴取者を考慮して原則として扱わない。止むを得ず扱う場合は、表現を慎重にする。
- ⑥ 地域住民の参加番組については、参加の機会を平等にして、広く聴取者一般に及ぶようにする。

## < E > 広告放送

広告放送とは、宣伝、広報、広告を目的として商業文化の放送をいい、番組コマーシャル、スポット・コマーシャルのアナウンスによる商業告知をいう。

- ① 広告放送は、広告放送であることを明らかにする。
- ② 広告放送は、広告主の名称、商品、商標などを明らかにしなければならない。
- ③ 広告放送は、誠実を守るとともに、関係法令に従い責任を負い得るものとする。

## < F > その他

当社は、放送の計画や内容について、予め聴取者に周知する。